

合、プライバシーを侵害される恐れがあるため、権利者にそこまでの権限を与えてはならない。

(44) 「技術的保護手段」について、支分権対象行為を直接制限するものだけでなく、DVDビデオにおけるCSSのように、視聴可能な複製物を作成させないようにすることで複製を防ぐものもあるなど、その多様性に鑑み、その定義を見直す。」について

反対です。

将来的に現れる技術を事前に規制することになるので、そのような予防的な措置は不要です。

(45) 「保護技術に反応しない「無反応機器」を規制することは反対である。」この意見に賛成で、「無反応機器」を規制することに対して反対です。

(46) 「私的録音録画補償金の対象機器等の見直し（パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加）」について

反対です。

私的録音録画補償金制度は廃止の方向で検討すべき。

(47) 「私的録音録画補償金の対象機器等の政令指定方式の見直し」について

反対です。

私的録音録画補償金制度は廃止の方向で検討すべき。

(48) 「「相当な額の補償金」の決定及び支払いの請求等につき、諸外国の実情を踏まえ整備する。」について

反対です。

私的録音録画補償金制度は廃止の方向で検討すべき。

(49) 「私的録音録画補償金制度の抜本的見直し（技術的保護手段との関係、制度の運用凍結又は不適切部分の廃止等）」について

賛成です。

私的録音録画補償金制度は廃止の方向で検討すべき。

(50) 「スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受け取る権利を出版者に付与する。」について

反対です。

文書のデジタル複写は必ずしもテキスト抽出が目的ではない。仮にそうであったとしても、補償金を受け取る権利を権利者に与えるほどの経済的被害を与えていない。さらに、出版社はその当事者ではない。したがって、この意見には反対です。

(51) 「第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。」について

賛成です。

権利者に直接的な被害を与えず、図書館利用者に対してもメリットが多いので、是非とも実現すべき。

(52) 「図書館等において、官公庁作成広報資料、報告書等については「一部」

ではなく「全部」につき複写による提供ができるようにする。」について。

賛成です。

図書館の機能、官公庁作成広報資料、報告書等の作成目的にも合致している。

(53) 「第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。」について

賛成です。

対象の施設を拡大しても、権利者に与える経済的な被害はそれ程拡大しない。国民全体の利益を考えれば、拡大すべき。

(54) 「図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトに対する著作権等の制限」について

賛成です。

自宅のパソコンでプリントアウトできて、図書館でできないのはおかしい。

(55) 「「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(56) 「図書館等による図書館資料の公衆送信（FAX・インターネット等）に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(57) 「第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。」について

反対です。

商業目的とそうでない調査研究とを厳密に分けることはできない。大学の研究においても、企業との共同研究もあるし、個人の研究成果を商業出版物に掲載する場合もある。「商業目的の調査研究」を除外することは、図書館の現場に大きな混乱をもたらすだけでなく、調査研究活動にも大きなマイナス要因になる。

(58) 「第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。」について

反対です。

そのように限定する合理的な理由はない。

(59) 「第31条にいう「利用者」を個人に限定する。」について

反対です。

法人であっても図書館を利用する権利はあるはず。例えば特定非営利活動法人など、法人といっても様々な団体があり、それをすべて図書館の利用者からははずすことに、合理的な理由はない。

(60)「第31条により認められる複製は、図書館職員によるものであることを明記する。」について

反対です。

(61)「図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。」について

反対です。

図書館の公共的な性格、利用の実態を考えれば、そのような補償金は不要である。

(64)「学校等の教育機関における複製に対する補償金」について

反対です。

(66)「障害者・高齢者の著作物の利用に対する著作権等の制限の新設」について

賛成です。

(67)「視覚障害者の用に供する録音図書の作成に係る権利制限について、対象施設、対象利用者を拡大するとともに、公衆送信を認める。」について

賛成です。

(68)「聴覚障害者の用に供する字幕等の自動公衆送信に係る権利制限について、対象施設、対象資料及び対象利用者を拡大する。」について

賛成です。

(69)「聴覚障害者の用に供する字幕等の自動公衆送信について、インターネットのほか、衛星通信を含む放送・通信等による方法を通じて配信できるよう明記する。」について

賛成です。

(70)「字幕に関する翻案権の制限を、障害の特性に合わせ、内容の書き直し等も許される柔軟なものにする。」について

賛成です。

(71)「聴覚障害者の用に供するため、著作物に「手話」や「字幕」を付与すること、及びこれを公衆送信することに対する著作権等の制限」について

賛成です。

(72)「視覚障害者の用に供するため、映像メディアに音声解説を付与することに対する著作権等の制限」について

賛成です。

(73)「個人が所有する著作物を所有者自身が利用するために、視覚障害者のための録音など、本人が読める形に「第三者」が変換（複製）することに対する著作権等の制限（私的複製の範囲に含める。）」について

賛成です。

(74)「障害者用資料を製作・編集する者を養成する過程の著作物の使用について、自由に行えるようにする。」について

賛成です。

(75)「公表された著作物（主として印刷物）については、障害者の情報保障の目的で、コンピュータで読み取れる形のデータ（テキストデータ等）で複製、記録、送信できるようにする。」

賛成です。

(76)「障害者福祉を目的に設置・運営されている民間施設における著作物の利用に対する著作権等の制限の新設」について

賛成です。

(77)「非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃」について

反対です。

(78)「店頭でもデモ等のための上映権・公衆への伝達権に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(79)「公益法人等による音楽の普及・教育及び福祉等を目的としてなされる音楽の演奏に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(80)「書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化」について

書籍・雑誌は貸与権の対象から外すべきだが、次善策として賛成です。

政府の答弁と言ったレベルではなく、法律の条文の中で明記すべき。

(81)「書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とする。」について

書籍・雑誌は貸与権の対象から外すべきだが、次善策として賛成です。

(82)「図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。」について

反対です。

図書館の貸出は、権利者に経済的な被害を与えていない。

(83)「行政手続や法令によって定められた義務の履行のために必要と認められる範囲における複製に対する著作権等の制限」について

賛成です。

法が求める義務を履行するのだから、権利制限はされてしかるべき。

(84)「特許庁が特許出願に対し拒絶理由通知で引用した文献を、当該特許出願人が複製すること及び特許庁が出願人に提供することに対する著作権等の制限」について

賛成です。

法が求める義務を履行するのだから、権利制限はされてしかるべき。

(85)「粟事法を中心とする粟務行政に従ってなされる行為に対する著作権等の制限」について

賛成です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

法が求める義務を履行するのだから、権利制限はされてしかるべき。

(86)「薬剤師がその業務上又は調査・研究のために行う複製に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(87)「医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(88)「健康危害情報に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(89)「医療機関における複製に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(99)「著作物の複製物を、個人的又は家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内で使用するための改変に対する人格権の制限」について

賛成です。

(101)「WEB上の情報の複製に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(102)「自然科学系創作活動によって生まれた著作物（学術論文）に対する著作権等の制限」について

賛成です。

(103)「著作権制限規定から楽譜を除外する。」について

反対です。

(104)「公開の美術の著作物等に係る権利制限の縮小」について

反対です。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中[4. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
号
電話番号: [REDACTED]
意見: (98) および(99)について

(98) および(99)については、著作権法第20条（同一性保持権）では「著作者の意に反して」行う著作物の改変を原則的に禁止しています。その結果、ゲームソフトの改造ツールを巡る裁判で諸外国と比較して異様に厳しい判決が相次いで下されるなど「趣味の範囲」がひどく狭いものになってしまうことが懸念されています。

同じゲームでも海外では良くて、日本では悪い理由が理解できませんので、このような厳罰化を伴うような改正には反対いたします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4.関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中【4.関連】

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します。

氏名:

所属: (会社名)

住所:

号

電話番号:

意見: (41)及び(46)について

(41)及び(46)については、海外において如何なる金銭的な収入を得ない私的用途においての複製が認められているのに、何故日本においては同様な用途において、同じ物、ましてや合法的に金銭を支払ったにも関わらず同様な権利が認められないのか理解できません。

従って(41)及び(46)について反対します。

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見: (103)について

音楽の多様性、技術の向上、演奏者の利便性・権利等を考慮した場合、楽譜のコピーを認めない事は音楽界全体に大損害を与える事となります。それに、価格の高い楽譜を、何度も買わせるのは、むしろ著作権者の権利の乱用です。よって、<(103)著作権制限規定から楽譜を除外する。>に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4.関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (86) (87) (88) について

国民の健康危害に関する情報はいち早く、正確に伝達する事が必要であり、権利者個人の権利よりも社会の公益性を優先させるべきです。さもなければ水俣病や東電エイズ事件を未来永劫繰り返す事となるでしょう。そして最終的に批判の矢面に立たされるのはこれらのデータの速やかな流通を妨げた著作権法になります。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4.関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37) について
日本の著作権法にもフェアユース規定を創設して欲しい。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 関連】」

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (4. 著作権等の制限)について
(本文)

(37)で提案されているフェアユース規定は是非明文化して下さい。
(42)私的使用目的複製について、「著作権者の正当な利益を不当に害する場合は私的使用目的複製に該当しない」とするべきと要望がありますが、何が正当で、何が不当かを明確にしないと拡大解釈される恐れがあります。慎重な議論が必要です。要望の文面では問題ありと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (103) 著作権制限規定から楽譜を除外する（「その他」のうち）について

著作権の制限規定から楽譜を除外することに反対します。
この主張は全く合理性を欠くものであり、楽譜をその他の出版物と峻別するに足る理由は明示されていません。
小部数等は「フェアユース」から楽譜を除外する理由にはなりません。

[REDACTED]

* [REDACTED]
* official e-mail : [REDACTED]
* private e-mail : [REDACTED]
* private site : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(37) (41) (46) についての意見です。

- 「フェアユース規定」を設けるべきです。
- 規定がない場合、プロキシサーバやブラウザなどによるキャッシュでさえも違法な複製とされかねません。
- 「フェアユース規定」は長期的なスパンで見れば作者の創意工夫を助けることができます。
- 私的複製の範囲を狭めることに反対します。
- コピーコントロールディスクの推進が実質撤退という形で失敗した今、私的複製の範囲を狭めることにどんな意味があるのでしょうか？
- 同様の動きとしてデジタル放送のコピーワンスというものがありますが、これも権利を守ることだけに必死になってユーザの利便性を全く無視した仕様になっています。こんな馬鹿げたことを更にやろうとしているのですか？
- コピーコントロールディスクといいコピーワンスといい、さんざん縛っておいで代替となる利便性の高いサービスが一切無いというのは嫌がらせでしょうかありません。そんな状況でより権利を強化すれば事態が改善しないばかりか急激に悪化するの明白です。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (77) 非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃（「○非営利・無料・無報酬の上映等に関する制限」のうち）について

制限の撤廃に反対します。

* [REDACTED]
* official e-mail: [REDACTED]
* private e-mail: [REDACTED]
* private site: [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

1.
2.

3. (41)(42)(43)に関する意見

違法複製物の取得・所持を違法化するというのは確かに正義ですが、その違法性の有無は著作権側が恣意的に決定することが出来ます。公正使用(フェアユース)の規定も無いまに取得・所持を違法化することについては反対です。昨今の警察の強引な捜査手法を見るにつけ、安易な家宅捜索の口実、別件逮捕等に利用される危険性さえあります。例えば多数の人々はレンタルした音楽CDの複製物等を所持しています。一億総違法者のような状況を作り出すことは、とても正常とは言えません。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(61)の意見に反対します。

(61)は、図書館における複製に対し補償金制度を設けよというものです。国も地方公共団体も財政難で、図書館にかけられる予算が大幅に増加することが期待できない現在、利用者のための複製に対して補償金を支払えと言うことになれば、多くの地方公共団体で図書館を廃止するか、文献複製サービスを中断せざるを得ない事態を招きかねません。また、図書館等において利用者に対し補償金相当額を複写料として上乗せすると言うことになれば、一部の富裕層以外は、必要な文献を入手してこれを読み込んで特定の研究を行うことが困難になるとも予想されます。

既に刊行されている書籍・論文等の著者の多くが、必要な参考文献等を図書館等で複製して使用しておきながら、未来の研究者に対しては金を支払えというのは、あたかも天に唾を吐くようなものです。

このような、我が国の文化の発展を阻害する方向での改革を認めることは図書館司書資格を持つものとしても断じて許すことはできません。

参考:
図書館の自由に関する宣言
日本図書館協会
1954 採択
1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いつさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想審判」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

(以下略)

図書館には文化の守り手であり、知識を未来へ継承する責務がある。金の亡者のために、その崇高な理念を土足で踏みしめることはあってはならない。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

担当者 様

2004年10月17日 14:24に同文をお送りしましたが
私個人の意見であり、所属する団体を代表する意見ではないことを
申し添え、あらためてお送りいたします。
先の文書は取り消していただきますようお願いいたします。

著作権法改正要望事項について【④. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ (89) 医療に関する制限の要望項目に関連
上記意見に賛同します。
医療者の継続的な教育をになう病院図書室の
資料複写の制限をなくしてください。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

担当者 様

2004年10月17日 14:24に同文をお送りしましたが
私個人の意見であり、所属する団体を代表する意見ではないことを
申し添え、あらためてこちらをお送りします。
先の文書は取り消していただきますようお願いいたします。

著作権法改正要望事項について【④. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ (53) 図書館に関する制限の要望項目に関連
上記意見に賛同します。
病院図書室では、いまベッドの上にいる患者さんの治療のため
医師、看護師に最新の資料を、迅速に提供しなければなりません。
人の命がかかわることです。
病院における資料の複写を認めてください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

(58)の意見に反対します。

(58)は、図書館等における複製は、複製物を図書館内の利用者に交付できる場合に限定せよとするものです。

しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されており、そのような文献の中には、ごく少数の図書館にしか収蔵されていないものが少なからずあります。特定の研究のためには先行論文等に引用されている当該文献等を入手しなければならないことも少なからずあるわけですが、その場合に、当該文献を所蔵している図書館まで出向かなければならないとすると、研究者の時間と交通費を無駄に浪費させることとなりますし、場合によっては、予算等との関係で当該研究を断念せざるを得なくなる場合すら生じます。また、そのような希少本以外についても、研究者に図書館に出向く時間と費用を浪費させることだけを目的とする法改正を行うことが、我が国の『国民の教育と文化の発展に寄与する』（図書館法第1条）とは思えません。

国会図書館にしか見つからなかった資料が欲しい時には、私に福岡から出向けとおっしゃるのでしょうか？

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

(57)の意見に反対します。

(57)は、商業目的の「調査研究」を目的として文献の複製を求める者に対して図書館等はこれに応ずるなどとするものです。

しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されており、そのような貴重な文献は往々にして「貸出禁止」扱いにされていることが多いようです。すると、貴重な文献の必要な部分の写しを手元に置いて「調査研究」を行うことが企業等には許されないということになり、よって企業が商業目的で行う「調査研究」の質は大いに低下することが予想されます。

商業目的であれ、質の高い調査研究が行われ、これが公表されることは、我が国の文化の発展に大いに寄与するものであるところ、これを阻害するような法改正というのは、我が国の文化の発展に寄与するという著作権法の究極の目的に反するものであるといえます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名:
所属:
住所:
電話番号:

意見:

- (57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。
(58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。
(59) 第31条にいう「利用者」を個人に限定する。

図書館の利用は通信手段だけでなく、本の物理的な流通の変化（岐阜県のコンビニでの本の受け渡しなど）によっても大きく変わっており、館内利用と館外利用の境目は薄れてきています。また、実際にコンビニでの受け渡しは、利用者から支持を得ています。

http://www.pref.gifu.jp/s11104/conbini/houkoku_2.pdf

ここであえて「館内利用者」として利用形態を限定することは、利用者の便を損なうばかりではなく、図書館の経営努力を無視し、情報流通の進歩に逆行しているといえます。

また、商用目的の図書館利用と、個人利用目的の図書館管理用を区別することは現実的に不可能です。例えば、ある企業人がレクリエーション目的で「何かおもしろそうな本はないかな」と思って図書館に来館したところ、たまたま業務に使えるような資料を発見して、それを商業目的の業務の中で利用した場合、どのような扱いになるのでしょうか。個人利用と商業利用の区別があいまいでは、取り締まりもできないでしょうし、運用によっては、法に対する不信感や不公平感を招きます。また、後から何らかの手段で区別するにしても、利用者の利用状況をさかのぼって調査することは、読者の自由をはじめとするプライバシー侵害にあたるおそれがあります。

ここでは「おもしろそうな本はないか」「たまたま」というのが重要なポイントです。著作権で保護すべきは、創造的な制作物、またそれを生み出すための創造的なアイデアです。そのようなアイデアを生み出すに当たって、「たまたま」という偶然の出会い、大きなウエイトを占めるはずですが、「仕事のために来たのではないけれど、なにかおもしろそうなものはないか」と思って本を探る好奇心は、著作物を生み出す上で強く尊重すべきものであると考えます。

以上の点において、(57)(58)(59)に対して反対意見を述べるものであります。

氏名:
所属:
住所:
電話番号:
意見:

(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

(50)の意見に反対します。

(50)は、スキャナ等についてもデジタル複写補償金制度を導入せよというものです。しかし、出版物のデジタル複製に用いるという用法はスキャナ等の主たる用途とは言えないと思えます。

(我が家では、昔カメラで撮った写真を取り込み、加工して保存しているのが主な使用方法です)

それなのに、なぜ出版社団体がスキャナ等に関して補償金を配分せよと要求できるのかわかりません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項への意見

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (53) 及び (89) について

- (53) 第31条により著作者等の複製権が制限される施設を拡大する。
「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」
- (89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限
「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

私は医学資料を扱う病院の図書館に勤務して18年になります。その前は医科大学図書館に勤務しておりました。この間、著作権施行令に基づき著作権法第31条の図書館資料の複製が認められた病院は2機関のみと聞いておりましたので、当該図書館が該当しないことは認識しておりました。しかし、医師やその他医療従事者たちは大学の医学図書館と同種のサービスを病院図書館に要求してきます。日常業務において、大学図書館と同種のサービスは必然となり、病院の使命である「患者様の命と健康を守る」ためには、どうしても著作権法を遵守することが難しい状態にあります。複製のために許諾を得る作業をしている患者さんの診療に支障があります。また、日々研鑽をしている利用者たちへもストレスのない学術文献の提供をすることにより、医療の向上、患者さんへの安全で上質の医療を提供することにつながると確信しております。是非、次回の改正においては現状に沿った改正となるように著作権の権利制限に「病院図書館（医療機関）における複製」を追加いただけるようご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限
(101) ~ (102) その他

尚、この発言は個人の見解であり、所属機関を代表するものではありません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (49) の意見に賛成します。

(49) は、技術的保護手段がとられているレコード等については、私的録音録画金の配分を受けられないようにするなどの抜本的な改正を求めるものです。複製を技術的に規制しておきながら私的複製に対する補償金をもらう（例として、CCCDで複製できないようにしておきながら、CD-R購入時に保証金をとるという現状）というのはある種詐欺的というか、犯罪ではないかという気がします。当該機器を用いての複製が技術的に制限されているコンテンツの権利者には補償金が分配されないような制度が必要だと思います。コピーコントロールが（現状のDVDのように）問題なく機能するのであれば、最終的には私的複製保証金制度の廃止もすべきと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(46)及び(47)の意見に反対します。

(46)及び(47)は私的録音録画補償金の問題です。

現在の私的録音録画補償金は、
(ア)著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いなくとも権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、
(イ)私的録音録画補償金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって、多数説によれば企業内コピー等が適法にならないという問題があります。

(ア)の問題(すなわち、私的録音録画に用いないのに補償金を上納させられる)は、汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることによりさらに拡大します。
(例えば、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに関していえば、なおも自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しです。
最近ではフロッピードライブのないパソコンが増えたのと、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをはじめとて増えてきたので、このような用途でCD-Rを使用する機会が増えています。)

また、(イ)の問題があるため、録音録画補償金の対象となる機器を企業ユースで購入した場合には、まさに「お金は上納させられるは、複製は禁止されるは」で典型的な「やらずばつたり」状態に陥ることになります。

このような「ハイコスト・ノーリターン」の強制を汎用機器にまで拡張されるのでは、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎているといわざるを得ません。

また、仮に企業内コピーには著作権法第30条1項が適用されないとするならば、企業が私的録音録画補償金の対象となる機器を購入した場合は、補償金の上乘せ分を店頭で返還することを義務づけるべきだと思います。

そもそも、2億5800万枚が私的複製に利用されているというが、この調査は日本レコード協会が東京近郊の12~69歳 1200人を対象に過去半年間に何枚のCD-R/RWIに音楽をコピーしたかを聞き、1人当たり1.33枚と算出しただけにすぎないものです。
これを全国の人口あたりに直し、年間約2億5800万枚のCD-R/RWIに音楽がコピーされていると試算しています。
待ってもらいたい。パソコンの「世帯」普及率は総務省統計によると71.7%である。
赤ちゃんから機械にうといお年寄りまで一人1台パソコンを持つとして試算されたデータを元に、このような意見を述べられたのではたまらない。
(このような数字の操作をされているのだから、アンケートそのものの信用性すら疑うべきである。)

日本記録メディア工業会の昨年度の需要統計では、音楽用CD-Rは2500万枚、データ・音楽用CD-RWが2700万枚、データ用CD-Rが4億枚。上記試算と比べると、データ用CD-Rの約半分が音楽コピーに利用されていることとなります。

日本レコード協会は日本国民は全員音楽ファンにして全員犯罪者といいたいのでしょうか？

このような根拠の薄い数値に踊らされないよう、切に願います。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)に関して賛成します。
現行著作権法に公正使用規定が無い状態では、権利者がその損害を証明できなくても使用者が使用したものに於いて違法と判断されることがあり、使用者の権利を阻害するものである。その結果、利便性の高い新しいサービスの提供ができなくなっている例がある。これを解決するため、米国の著作権法に則ったフェアユース規定を設け、明文化すべきであると考える。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(43)の意見に反対します。

(43)については、「知りながら」という文言が未必の故意を含んだり、大量の情報の中の一部に著作権を侵害して送信可能化されているものがあることを知っている場合を含む場合、ブラウザ等を用いたネットサーフィンなどでも、いつでも逮捕起訴され場合によっては懲役刑を受ける可能性があります。

例えば、電子掲示板等を開設していると、新聞等の記事を引用の要件の範囲を超えて複製した投稿が書き込まれることがありますから、未必の故意でも著作権侵害罪が成立するということになると、自分が開設する電子掲示板を閲覧することも危なくてできなくなります。

また、未必の故意は含まないとしても、他人の電子掲示板を閲覧した際に、著作権侵害となるような投稿が書き込まれているのを発見してしまった場合、再びその掲示板を閲覧すると、著作権侵害罪に問われる可能性が出ていきます。

このようなインターネット文化を破壊する効果を持つ意見を容認することはできません。

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (37) 『公正使用(フェアユース)の規定など一般的権利制限規定の導入』について

賛成いたします。
著作物の利用の際、現在は著作権法第三節第五款「著作権の制限」で規定されていない行為に関しては、すべて著作権の侵害とされてしまう可能性があります。利用者としては、そのような窮屈な状態ならば「著作物を使わない」という方向に向かいかねません。これは、著作権法の理念である「文化の発展に寄与する」事に反します。重大な権利の侵害にならない程度の著作物利用に関しては、もっと自由であるべきです。これは、条文第一線の「文化的所産の公正な利用に留意」する事にもつながります。

意見: (38) 『デジタル時代に対応した一般的な権利制限規定の導入』について

賛成いたします。
要望内容としては、現在のIT社会としては当然な内容ばかりです。法律が時代に追いついていない点を現状に合わせて改正する事は、今までの著作権法改正で常に行われてきた事であり、至極当然であると考えます。

私もIT業界で仕事をしておりますが、とあるサーバが故障し、サーバのハードディスクに取められているデータ(著作物を含む)を新しいサーバに入れ替える際、当然ながら著作物の『コピー(複製)』を行わなければなりません。この作業は、現在の著作権法下では「複製権の侵害」とみなされる可能性があります。こんなバカげた話はありません。サーバの入れ替え作業をしただけなのに、著作権侵害になるなんて、どこのIT業者にも想像がつかないでしょう。一般常識的に考えれば「あたりまえ」の事ですので、わざわざ制限規定を設けなくてもいいのではないかとも思いますが、ここ数年來の知的財産を巡る裁判等を省みると、前もって明文化しておく事で無用の争いを避ける事も可能かと思えます。

意見: (39) 『私的複製について、自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製(執務用を含む。)を行うことに對する著作権等の制限』について

賛成いたします。
著作物を「購入」する事は、その著作物を「利用」するためというのが最も大きな動機だろうと思います。しかしながら、現行著作権法ではその利用方法に関しても大きな制限を課しています。これでは、『文化的所産の公正な利用に留意』しているとは到底思えず、しいては、文化の発展を阻害している事にも繋がりがかねません。

意見: (40) 『公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器による私的複製に対する著作権等の制限の例外を、出版物から著作物が複製される場合にも適用する。』について

反対します。
要望者側からは「権利処理団体が整備されてきたから」という意見が出ていますが、まずはその団体の権利処理能力を十分検討したうえで考えるべきことだと考えます。もし、権利処理に問題が発生し、処理が行えない事態が発生すると、複製の許諾を受けたいのに受けられないという事になってしまいます。

意見: (41) 『私的複製に対する著作権等の制限について「個人的に使用する場合」に限定』について

反対いたします。
家族に依頼して録画してもらったテレビ番組は、著作権侵害になる、という事でしょうか?
自分で購入したCDを、時間が無くて兄弟に依頼してMDに録音して、

もたらす著作権侵害でしょうか？
あまりにバカげています。

意見：(42) 『私的複製に対する著作権等の制限について「著作権の正当な利益を不当に害する場合」を除く。』について

反対します。
なにをもって「正当な利益を不当に害する」とするのか、その判断基準はどのように規定されるのかを曖昧にしておいて明文化する事は、本年6月に成立した「音楽CD等の遺失防止措置」においても、その輸入禁止の判断基準が曖昧であり、現在もまだはっきりとしたガイドラインが策定されていない事を鑑みるに、同じ轍を踏む愚挙であると考えます。

意見：(43) 『私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知りながら行う場合」を除く。』について

反対いたします。
そもそも、個人的または家庭内で著作物を利用するにあたって、既にその著作物に対する対価は著作権者に支払われているのであって、著作物を購入した者には、それを所有し自由に使用できる所有権があるものと考えます。自分で所有している「物」を利用するのに、いちいち権利者の意向を伺わなければならないとしたら、それこそ著作物利用の萎縮に繋がりがかねません。要望者は、日本文化を衰退させたいのでしょうか？

意見：(44) 『「技術的保護手段」について、支分権対象行為を直接制限するものだけでなく、DVDビデオにおけるCSSのように、視聴可能な複製物を作成させないようにすることで複製を防ぐものもあるなど、その多様性に鑑み、その定義を見直す』について

反対します。
DVDビデオにおけるDeCSSは、本来コンピュータ上でDVDの再生を行わせるために開発されたものです。それを著作権で封じるなどという事は、技術の発展を阻害するだけでなく、我々技術者を冒瀆する行為としかうつりません。DeCSSの配布については、DVD再生機能が用意されていないOS上で、その再生を可能とするために必要であり、今後の技術開発や商品開発に必要であると考えます。著作権によって、経済活動に制限が課せられるなど、一般常識的にも容認できかねます。

意見：(46) 『私的録音録画補償金の対象機器等の見直し（パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加）』について

反対いたします。
パソコンやCD-R/RWドライブ、ハードディスク等は、著作物の録音録画にのみ使用するものではありません。そのような用途に使用するのはごく一部の使用者であり、無関係の者から補償金を取るという行為に関しては単なる収奪以外の何物でもありません。
そもそもこの補償金制度自体、正しく権利者（特に一次著作権者）に配分されているのかすら疑問です。制度の抜本的見直しを求めます。

意見：(47) 『私的録音録画補償金の対象機器等の政令指定方式の見直し』について

反対します。
政令指定以外の方法で、対象機器の追加等が行えるようになってしまうと、安易に機器追加の動きが起こるのは明らかであり、利用者側および機器製造側にとって混乱を招きます。全国的に適用されるものなので、広く周知させるには現行の政令指定方式で十分と考えます。

意見：(49) 『私的録音録画補償金制度の抜本的見直し（技術的保護手段との関係、制度の運用凍結又は不適切部分の廃止等）』について

賛成いたします。
細目(46)の意見でも述べましたが、徴収された補償金が、正しく著作権者に対して配分されているかどうか、まったくもって不明です。
また、著作物を利用していないにも係らず、一律無条件で徴収されるのは

関係無いものにとっては収奪されているに等しい行為です。もっと別の方法を検討する必要があるかと思えます。

意見：(50) 『スキヤナーやスキヤニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。』について

反対します。
「スキヤナーやスキヤニング機能を備えたデジタル機器」は、著作物の複製を作るための物ではありません。そういった用途には使用していない者にも一律無条件で徴収するのは、著作物の複製に関係無い者（大半はそうであると思われる）にとっては、収奪されているに等しい行為です。

意見：(57) 『第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する』について

反対いたします。
本来ならば、商業・営利目的であろうとなかろうと、調査研究のための図書館利用は、フェアユースの規定内におさまるものと考えます。フェアユース導入に関する検討を行っている段階で、時代に逆行するような内容には、要望者の見識を疑います。

意見：(61) 『図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。』について

反対します。

当内容を実施すれば、図書館の運営を圧迫する事は必定であり、財政上の問題等により、図書館そのものの存続に関わる可能性があります。運営が難しくなれば、図書館の閉鎖という事態も招くかもしれません。これは「文化の発展に寄与する」ことに逆行します。目先の利益だけでなく、権利者には日本文化を広める担い手であるという自覚を求めます。

意見：(64) 『学校等の教育機関における複製に対する補償金』について
反対します。
教育の現場で著作物が利用される事によって、新たな著作物の利用が喚起される可能性について、まったく考慮していない一方的な要望です。
仮に、とある小説家の著作の一部を教材に利用するために複製が為されたとして、その一部を読んだ事により生徒児童が同じ著者の別の著作物に興味を持つに至る事は大いに予想可能であり、その著者にとって益する事はあっても利益を害する事には繋がりません。

意見：(65) 『教科用図書に係る複製権の制限は、教師用指導書へ「準用」されているが、一枚刷りの図版や掛図、CD-ROMなどに掲載されないようにする』について
反対します。
本来ならば、フェアユース規定内におさまるような内容にも関わらず、なにゆえ制限を付けようとするのか、安易に金儲けの事しか考えていないのがよく分かる要望です。
教材が多数者に対して使われるのは至極当然であるし、そのような利用については十分想像できる範囲だと思います。正当な対価を得ていないからという事であれば、相応の価格で販売すれば良いだけの事です。

意見：(77) 『非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃』について
反対いたします。
図書館等で無料で上映する事を禁止したい旨の要望だと思いますが、要望を提出した方々は、「文化の発展に寄与する」事など微塵も考えていない事がよくわかります。仮に、無料の上映を禁止したとすると、「貧乏人は見る必要無し」の状態に陥り、ひいては日本文化の衰退を招くことは必定です。著作権者は、「文化の担い手である」という自覚をもっと持っていただく必要があります。

意見：(78) 『店頭でもデモ等のための上映権・公衆への伝達権に対する著作権等の制限』について
賛成します。
フェアユース規定が法制化されれば、このような些細な問題を気にする必要性は全くなくなります。フェアユース規定の導入は時代の要請であると考えます。

意見：(79) 『公益法人等による音楽の普及・教育及び福祉等を目的としてなされる音楽の演奏に対する著作権等の制限』について
賛成いたします。
現在は上記の制限が無いため、公益性のある演奏等にも、JASRAC(社団法人日本著作権協会)より膨大な著作権料の支払いを要求され、法的手段の実施を盾に取り、無法とも思える徴収を行っています。
チャリティーコンサートであっても、料金を徴収した時点で著作権料の対象とみなされ、いわば「あがりを持っていかれる」状態です。
これは、主催者側の「音楽文化を広めたい」という著作権法の理念ともいうべき『文化の発展に寄与する』妨害行為とも考えられ、また「公共の福祉」に反する行為とも言えます。

意見：(90)～(96) 『電子機器等に関する制限』について
すべて賛成します。
これらの内容は、フェアユース規定が導入されれば、全て許されるべき内容であり、またIT業務を遂行する上で、当たり前のように行われる事ばかりであり、フェアユース規定の導入は時代の要請であると考えます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚: 本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(44)の意見に反対します。

(44)については、著作権法第2条1項20号が「著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行ったとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるもの」という要件を設けたのは、規制対象の明確化を図ったものです。

技術的保護手段の回避を専らその機能とする装置等の公衆への譲渡等や、業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行う行為が刑事罰の対象とされている以上、罪刑法定主義の観点からも、規制対象たる「技術的保護手段」を明確に規定する定義することは必要です。

また、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見をみると、現行法では特定の「プログラム」に反応する信号は保護されないかのように見えますが、特定の信号に反応する「プログラム」が組み込まれたコンピュータはここでいう「機器」にあたる」と解釈されており、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見は前提を間違えています。

また、技術的保護手段の定義を(44)の求めるように改正した場合には、「回避」等の定義も変更せざるを得ず、例えば、パソコンのOSのCDドライブを制御する部分において、エラー情報を訂正し、CD等の表面に細かい傷がついていたとしてもCDドライブが異常動作しないような機能を組み込んだ場合に、これが違法とされる可能性もあります。
(一部のレコード会社が採用していたいわゆるCCCDというコピー制御技術は正に、CDにエラー情報を混入してパソコンのCDドライブに異常動作を行わせることによってパソコンを使ったコピーを制御しようというものであったので、あながち杞憂ではありません。)

今後コピープロテクトは進化、多様化することはあろうかとは思いますが、それに対しては、ソフトメーカーと機器メーカーと消費者団体とが協議をして、法的に保護するに値するということについて意見の一致を見たコピープロテクトについて、それが「技術的保護手段」の定義に合致するようにその都度法改正をすれば足り、また、罪刑法定主義の観点からはそのような手続きを踏むことが望ましいと言えます。

また、社団法人日本映像ソフト協会は、DeCSSを著作権法により規制するために法改正を望んでいるようです。
しかし、DeCSSは、必ずしも商業的に配布されているわけではないOS(例えば、Linux等)を用いてコンピュータを稼働させている者が、正規に購入したDVDソフトをそのコンピュータを用いて再生するために開発されたという側面もあり、これをDVDを複製するためのソフトと安易に位置づけてこれを禁止するような立法を行うことには大いに疑問があります。
(なお、DVDソフトには、CGMS等のコピー制御技術が用いられており、これは著作権法上の技術的保護手段にあたるので、DeCSS等を違法化しなくとも、コピー制御することに問題はないはず。)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) (46) について

(41) に関して。
まず1. の私的使用のための複製行為者の範囲を明確にすることなどできるのでしょうか？
それに明確にする必要があるのでしょうか？私はすることはできないと思うし必要もないと思います。
不特定多数の人にネット等を通じて配布することだけを禁止にするべきです。つまり現行のやりかたで十分だと思います。
次に2. に関して。現在でもMiniDisc等において不当な補償金の徴収が行われています。
自宅で自分の曲を自分でMDに録音する場合でも補償金は払われているのです。これを他の媒体まで増やすとっと混乱するでしょうし、詐欺的な行為になると思います。
正直、金が欲しいだけなんではよ？
つまり私はこの案には"反対"です。

同様に(46) に関して私は"反対"です。
僕は一度聴いた音楽はほとんど覚えてしまい、どこでも歌うことができます。僕の脳みそにも補償金制度が適用されるのですか？
もっと他の方法でコンテンツホルダーに還元できるような方法を取るべきだと思います。

以上です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

(指定番号に誤りがありましたので、修正して再送します。
誤: (41) → 正: (42))

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(42)の意見に反対します。

(42)については、「著作権者の利益を不当に害することとなる複製」が否かというのは、誰が判断するのでしょうか？
著作権法に詳しい人をして、難しいとする意見もあります。

「著作権者の利益を不当に害しない利用」一般を個別的救済規定たるフェアユース規定に用いるのはともかくとして、
定型的な免責規定である著作権法30条1項にこのような抽象的な規定を設けることには反対です。

(そもそも、30条1項は、閉鎖的かつ限定的な人的な範囲でのみ使用されることを目的とする複製のみを対象とした規定であり、著作権者の利益を侵害する度合いが軽微なものであり、それはデジタル技術が普及しても何ら変わるところはないと考えます。)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名:
所属:
住所:
電話:

意見: (53) (89) 関連

私は、一般病院の図書室に勤務する司書です。当図書室は、おもに病院職員や地域の医療従事者にサービスしている病院図書室です。要望の(53) (89)にあるとおり、病院図書室での学術文献複写は、医療の質を問われる昨今、必須となっています。したがってせひ、医療法に基づき開設された病院に設置されている図書室(室)での、著作物の複製ができるようにしていただきたいと思ます。著作権法第31条に、この件を追加していただきたいと思ます。

氏名:

所属:

(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所:

電話番号:

意見:

(40)の意見に反対します。

(40)は附則第5条の2を廃止せよというものです。

その理由としては、学術著作権センターなどの集中処理機関が整備されてきたことをあげていますが、

書籍や雑誌に掲載された文章の著作権については、集中処理機関の網羅性には未だ不十分なところがあり、

現段階で附則第5条の2を廃止した場合、複製をしたくとも許諾を受けるに受けられないという事態が生じてしまう可能性が高いといえます。

(権利集中機関を社団法人化したからといって、網羅性を達成できるわけではないでしょう。

名を挙げられた機関で全ての文献情報が網羅できているという検証と証明が必要と思われます。)

現時点で附則第5条の2を廃止するのは時期尚早と考えます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (53) 及び (89) について

- (53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。
「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」
- (89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限
「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

私は医学資料を扱う病院図書館に勤務しております。
病院図書館は、著作権施行令により認められた2病院以外は
著作権法第31条が適用されておりません。したがって、当院
図書館が該当しないことは認識しております。

しかし、医療の現場では、常に最新知識をもって患者さんの
診療に当たることは必然です。
大学附属病院の医師も、そうではない民間病院の医師も
同じ「命」に関わる毎日を送っております。
医師が勤務先を移る度に、情報格差が生じることは不合理です。
現行法を遵守するならば、設備母体の違いが医療の質に格差を
もたらす、患者さんの受ける診療内容に格差をもたらすことは
避けられません。
医学系大学図書館と病院図書館は、業務内容になんら差はなく、
むしろ、より臨床現場に近い病院図書館は緊急の情報を
求められる場面が多くあります。
病院の使命である「患者さんの命と健康を守る」ためには、
著作権法を遵守することが難しい状態です。
複製のために許諾を得る作業をしては患者さんの診療に
間に合いません。

医学文献は、著作権者と利用者層が同じです。文献の本来の
著作権は、利用されてこそ価値があると認識しております。
国民の健康・福祉に寄与する、医療機関の使命をどうぞ
ご考慮ください。

是非、今回の改正においては現状に沿った改正となるように
著作権の権利制限に「病院図書館（医療機関）における複製」を
追加いただけるようご検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限

尚、この発言は個人の見解であり、所属機関を代表
するものではありません。

以上

「著作権法改正要望事項について【4. 「著作権等の制限」31条図書館等における複製関連】」

複製業務を含む利用者サービスを担当しておりますが、以下に述べる意見はあくまで図書館における複製業務に従事する者としての経験の中で発生したものであり、決して当館内意見を集約したものではないことご承知おきください。

A
要望の趣旨：
「図書館等における複製」を規定する第31条を、現実に即した平易な表現に改めるⅠ：図書館における複製の主体は図書館であることを明記する（(60) 番関連）。
法改正を必要とする理由：
図書館の役割が、来館利用者に対して閲覧する資料と場所の提供から、文献の複写物の提供へと変化してすでに久しく、その業務の法的正当性を保障するのがこの第31条であるが、あまりに内容が曖昧で逆に利用者とのトラブルにも繋がっている。
とくに第1項の「(前略) 図書館(中略) においては」の部分は、これをこの文の主語と解することとされているが、一般の感覚ではこれは場所を示す修飾部分で、この文には主語が不在であり、利用者あるいは第三者が館内で勝手に複写できるとも読める（一方、第30条第1項には「その使用する者が」という明確な主語あり）。
改正条項及び内容
第31条第1項
図書館等（詳細な表現については(53) 番にも配慮のこと）においては、次に掲げる場合には、図書館等がその営利を目的としない事業として、その所管資料である著作物の複製を行うことができる。

B
要望の趣旨：
「図書館等における複製」を規程する第31条を、現実に即した平易な表現に改めるⅡ：「一部分」と「相当期間」を具体的に提示する。
法改正を必要とする理由：
図書館の役割が、来館利用者に対して閲覧する資料と場所の提供から、文献の複写物の提供へと変化してすでに久しく、その業務の法的正当性を保障するのがこの第31条であるが、あまりに内容が曖昧で逆に利用者とのトラブルにも繋がっている。
第一項第1号の「著作物の一部分」は、半分までと解することとされているが、そのように明記されていないので利用者とのトラブルが多い（国立国会図書館には国内で刊行されたほとんどすべての資料が廃棄されることなく保存されているため、書店で入手不能になった本も当館で全文コピー可能と思って来館する方も多いため）。
同じく第一項第1号の「発行後相当期間を経過」も非常に曖昧は表現で指針となり得ていない。「出版社に在庫がなくなるまで」と解する向きもあるようだが、一般大衆には在庫が尽きたかどうかは推測不能で「期間」というには不適格であり、著作物と商品とを混同している。当館では資料に表示された発行日時を経過するまで（9月号なら10月になるまで）としているが、他の図書館でもこの条文は苦慮するところのようで、他館において利用者から「最新号はなぜコピーできない!」とクレームがあったが、同館職員が「国会図書館がそうしているのでそれに倣ったまで」と回答し、結局クレームが当館に回ってきた前例がある。
また「定期刊行物」という語は、発行間隔が定期でない大学紀要などを除外するよう読めるので、間隔を問わない「逐次刊行物」の方が望ましいと思われる。
改正条項及び内容
第31条第1項第一号
図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の半分以下の量（当該号の年月次（ただし半年（～3月）以上の刊行間隔があるもの場合は3月）を経過した逐次刊行物に掲載されている、個々の著作物にあってはその全部。）の複製物を一人につき一部提供する場合。

参考意見：第31条第1項第一号関係
第31条第1項第一号の「利用者」と「調査研究」に関して、「来館個人」利用者の「商業・営利目的」でない調査研究に限定すべきという意見（(57)～(59)）が寄せられているが、図書館が来館に拠らず情報を提供する「情報センター」を標榜する傾向にある昨今においてその発想自体がアナクロなうえに、著作物と商品とを混同しているように思われる。企業図書・資料室の文献入手方法が資料購入に拠らず図書館への複製依頼に流れることを問題視するのならば、それを法的手段に訴えて封じるのではなく、企業図書・資料室への購入割引優遇措置や論文単位でのバラ売り提供サービスなど、ニーズにマッチしたセールスを展開する方向を検討すべきであろう。
また「商業・営利目的」を違法にすることは、日本を工業立国にするために海外科学技術資料の収集と複製による流通を推し進めてきた当館や科学技術推進機構（IBJICST）の業務や設立目的、違法行為の烙印を押すことにほかならない。

(140) 番の、著作権法の目的に権利保護ばかりでなくその流通が果たす貢献度についても第1条に明記すべき、という2つの側面に着目した意見は大いに傾聴すべきである。現行著作権法は著作物として本来守られるべきオリジナリティに対する保護と、それが真実化された場合に発生する商品

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

価値の保護の2つを別物と整理していないため、後者の利権に絡むことで問題を複雑化しているように思えてならない(103)宛意見ほか)。第21条「複製権」や第26条の二「貸与権」は、本来「複製・貸与によって発生する利潤を得る権利」と言うべきであろう。

参考意見: (61) (82)図書館における複製・貸出業務関係
現時点においても、図書館における複写料金についてコンビニ・コピーとの単純比較による利用者からクレームが絶えない。これ以上のコスト上昇に利用者を納得させられるとは思えないし、著作権管理がまだ成熟しているとはいえない我が国において、補償金を徴収したところで果たしてそれを著作権者のもとに正当に分配できるとは思えない。
また、図書館における貸出しが売上に影響するため、レンタル業と同様に制限を設けよという意見があるが、貸出しが資料購入の阻害要因となっているという論的根拠が示されておらず、また図書館に限らず昨今の大型書店においても荷子が用意され、貸出サービスにいたらずとも実質上閲覧サービスを提供しており、読者が書店にて購入するか否かをじっくり判断できる環境になりつつある事実を看過してはならない。

YY

[Redacted]

Tel: [Redacted]
Fax: [Redacted]
Mail: [Redacted]

YY

氏名: [Redacted]
所属: [Redacted]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [Redacted]
電話番号: [Redacted]
意見:
(39)の意見におおむね賛成しますが、30条2項の新設ではなく30条1項の修正で対応できると考えられます。

社内コピー問題の根幹は、企業内コピーについては一律に著作権法第30条1項の適用を受けないと解する
多数説及び下級審裁判例にあります。
30条1項の文言自体は、企業内コピーを排除していないし、作成した複製物を営利活動に用いることをも排除していないのに、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において」というふうに「家庭内」という文言が用いられているのを過度に重視して「だから企業内コピーには適用がないのだ」と曲解されているのが現状です。

このような誤解をなくすために著作権法第30条第1項の該当部分を「限定的かつ閉鎖的な範囲内において」と変更することによって、企業内コピーであっても、一定の場合に、著作権法第30条1項が適用されるのだと
いうことを明示し、現実の社会では普通に行われていることを違法としてしまうことをさけることができると考えられます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(37)の意見に賛成します。

現行の著作権法第1条が定めている「文化的所産の公正な利用に留意」と言う文言に根拠を求めて「現行法でもフェアユース的な運用は採り得る」と言う学説も存在すると聞いています。しかし、過去の裁判ではこうした主張はことごとく否定されているうえに、水も漏らさぬレベルの権利強化が産業界や知的財産戦略推進事務局によって叫ばれ、矢継ぎ早に実行されているにも関わらず権利者が作品を囲い込むばかりで(例えば、映画の法人著作権が20年延長されたからと言って51~70年前に公開された全ての映画のうち現在でも容易に見られるのは何%でしょう?)強化された分に見合うだけの利便性の高いサービスを提供しないので結果的に、市場が先細りとなってしまふ悪循環に陥りやすくなっているのです。

特に、日本では明文のフェアユース規定が存在せず、司法からもその存在を否定されているにも関わらず権利の濫用を抑止する機能を果たすべき独占禁止法が第21条において

この法律の規定は、著作権法(中略)による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

と、自らの手足を縛るが如き無用の規定(米国の反トラスト諸法やEUの競争法には、これに相当する規定は存在しない)を定めているために公正取引委員会による著作権が関係する分野への法律の執行は極めて萎縮的であり(2004年8月10日付政府答弁書ではこの見方を否定しているが、過去の事例を見る限り明らかに「萎縮的」と評せざるを得ない)それが年を追って増長する一方の産業界による下請け事業者や一般の著作物利用者、流通に対する高圧的態度のバックボーンになっていると言う一面が存在します。

フェアユース規定は、権利の濫用に対抗するだけでなく長期的には権利者の創意工夫を助ける規定でもありと考えます。

なお、2004年5月27日改訂の知的財産推進計画では以下の項目が追加されており、これが「フェアユース規定創設」に対応していると思われまます。

＜権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する＞
コンテンツの保護を強化する一方で、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意することが必要であり、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規定」の在り方について、2004年度に、検討を進める。(文部科学省)

近年は権利者の強権だけが目につき、喫茶店で仲間内で歌っただけで著作権侵害と言われたりダンスの練習に使う曲が著作権侵害と言われる事態を引き起こしています。もし徴収システムがあれば、各個人で鼻歌を歌っただけで、著作権料を取られかねないと周囲で揶揄されています。

バランスのとれた権利規定の検討をお願いします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: 日本レコード協会(RIAJ)等の諸団体は著作権法第30条の「私的使用のための複製」をさらに狭めるように要求しているが、反対だ。

理由は、CCCDがレコード各社採用を取りやめたことでも分かるように現在の音楽産業においては規制を強化してもそれがセールスには直結しない。規制の緩やかな海外の音楽ダウンロード(iTunesMusicStore)が大規模な収益を上げている。

日本の事業者の主張がただしければ、規制が緩やかならユーザーは音楽を違法に入手して売り上げは落ちる筈。だが、実際の結果は規制が強い日本で音楽産業は低迷し、緩やかな規制をかけている海外では新たな音楽産業が隆起し収益を上げている。

よって「私的使用のための複製」は可能な限り緩やかなものであるべきで、それにより日本音楽産業も更なる発展が望めるものである。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1: [REDACTED]
2: [REDACTED]
3: (37)に賛成します。
iTunes Music Storeが日本に進出しない理由は「日本の著作権法にはフェアユース規定が無いから」と言われております。日本の著作権法にもぜひフェアユース規定を創設して頂きたいと思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
4. 著作権等の制限
○私的録音録画補償金
(46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し 関連

汎用機器・記憶媒体への課金案、寸借詐欺の幫助も同然です。そんな事を許したら、事務用パソコンや汎用測定器類のHDDにも、音楽の保証金が課金されてしまいます。帳簿や設計図を記録したCD-Rにも、音楽の保証金が課金されてしまいます。音楽等を記録しない場合には、すぐに返金に応じると著作権団体は言うでしょうが、その手続きにかかる費用を考えると、多くの人が泣き寝入りする事になるでしょう。まして帳簿や設計図は、著作権の検査のために会社の外に出すわけにはいきません。寸借詐欺師は、濡れ手で粟の大儲けです。著作権の有る音楽や映像などは、DVDの様なセキュリティの施された媒体で流通させて下さい。セキュリティ無しで勝手に著作物を流通させる連中のために、汎用媒体への課金を許可するなど、国家による寸借詐欺幫助です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係仰中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り
意見を提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (53) 及び (89) について

- (53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。
「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」
- (89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限
「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

私は医学資料を扱う病院の図書館に勤務して28年になります。
この間、著作権施行令に基づき著作権法第31条の図書館資料
の複製が認められた病院は2機関のみと聞いておりましたので
当院図書館が該当しないことは認識しておりました。
しかし、医師やその他医療従事者たちは大学の医学図書館と
同様のサービスを病院図書館に要求してきます。日常業務に
おいて、大学図書館と同様のサービスは必然となり、病院の
使命である「患者さんの命と健康を守る」ためには、どうしても
著作権法を遵守することが難しい状態であり、
複製のために許諾を得る作業をしては患者さんの診療に
間に合いません。また、日々研鑽をしている利用者たちへも
ストレスのない学術文献の提供をすることにより、医療の向上、
患者さんへの安全で上質の医療を提供することにつながると
確信しております。

是非、次回の改正においては現状に沿った改正となるように
著作権の権利制限に「病院図書館（医療機関）における複製」を
追加いただけるようご検討のほど、よろしく願い申し上げます。

- 賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限
(101) ~ (102) その他

尚、この発言は個人の見解であり、所属機関を代表
するものではありません。

以上

[REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]
e-mail [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

4の分類(37) 公正使用(フェアユース)の規定など一般的権利制限規定の導入
について、意見を提出します。

著作物の私的利用については、各所からその制約に関する意見が述べられていま
す。その理由の一つとして、ハードウェア間におけるコピーによる情報の劣化
が、デジタル化等の技術的な発展によって殆ど生じなくなっているという論点
が挙げられています。しかしながら、実際にオーディオ装置によって音楽を享受
する者にとっては、デジタル化によって情報の劣化が生じないという議論は、実感
とは大きく異なるものです。

当方は私的利用の範囲において、CDからDATへのデジタルコピーを行い、スピー
カーやヘッドホンによって音楽を幅広く楽しんでいたことがあります。この間の
コピーは、MDやパーソナルコンピュータによるMP3化と異なり、圧縮は全く生じ
ていません。しかし、このコピーにおいては、明らかな音質の変化が生じている
ことは、長年の利用によって十分に感じていることです。

これは恐らく機器の間にあるケーブルや各種のデバイス等の影響が、デジタル信
号にも影響を与えていると思わざるを得ません。さらにこの現象を考察すると、
CDに納められている情報を真とすれば、音質の変化は、各種のノイズが加わった
としか考えられません。従って、DATに納められた情報は、CDのそれと比較して
も「劣化した」情報であると考えるのが、自然であると思います。

これは私の体感に限りません。社団法人レコード協会加盟企業が一時期、CDの製
造工程における品質管理やマスターテープからの処理、またアートワーク等CDの素材
の工夫等を、CD高音質化に向けた付加価値としてアピールしていたことがありま
した。これは、デジタル信号による情報提供においても情報の劣化は生じるとい
う事実を、レコード会社側が強く認識していたことの現れであると思われま
す。(参考) 株式会社ソニー・ミュージック・エンターテイメントは「MASTER
SOUND」という名称にて、録音行程やCDプレスにおける高音質化プロセスを、幅
広く告知していたことがあります。

さらに、CDIについては、長期保存に耐えることが出来ないという点も指摘されて
います。このような指摘は、十年以上の昔から行われています。例えば、1993年
刊行の石井宏「帝王から音楽マフィアまで」においては、「CDは腐る」というタ
イトルで一章が割かれています。この点については、私の知る限り、これまでレ
コード会社等から十分な対策が講じられることは無かったように思います。

以上の観点から、情報のデジタル化を理由とした私的利用の制限には、十分な検
証が必要であることを、訴えたいと思います。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

4の分類(46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し(パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加)に対して、意見を提出します。

私的録音録画補償金制度の適用にあたっては、パーソナルコンピュータの普及などによって、それを取り巻く環境が大きく変化していることは事実と認められます。しかしながら、この適用は再生機器のハードウェア価格やメディアの価格などに大きな影響を及ぼすと考えられ、パーソナルコンピュータが各所で使われている現状を踏まえると、国民に幅広く大きな影響を与えらるると思われま

私的録音録画補償金の導入対象となる機器の選定については、審議会及び国会における十分な議論を踏まえる必要があると思えます。日本音楽著作権協会(JASRAC)は10月18日の記者会見にて、「iPodに象徴される携帯プレーヤーについては、現行法のもとでも当然、対象とされるべき。政令指定の追加とどうかたちで(対応するよう)権利者団体が文化庁に要望しているところだ」(出所: インプレス、インターネットウオッチ)と述べたこと、これについては、先に述べた観点から、十分に慎重に判断されることを、強く望みます。

以上

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

4の分類(37) 公正使用(フェアユース)の規定など一般的権利制限規定の導入について、意見を提出します。

我が国の著作権法の規定においては、フェアユース規定が存在していないことが、一般国民における著作物利用の可能な範囲を分かりにくくし、提出意見にもあるように、新たなサービスの展開を阻んでいる可能性があると考えます。

例えば、東京地方裁判所は10月7日に、有限会社エフエービジョンに対し、同社が運営する「録画ネット」のサービス停止の仮処分を下しています。これはテレビ高知社が主張していた私的利用の範囲の逸脱を、裁判所側が認めたためと伺っています。しかし、フェアユース規定が明文化されていたのであれば、事前にエフエービジョン側がフェアユース規定に従ってサービス運営の可能性を十分に判断したと思われま

検討においては、フェアユース規定の設立にむけた検討を行われることを切に希望致します。また、その検討においては、権利保有者と利用者間のニーズに基づいた検討のみならず、創造のリサイクルを担保し、我が国における文化や産業の発展に寄与するといった、我が国における「公益」を担保する観点からの検討を強く望みます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項に対する意見

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課御中

「著作権法改正要望事項について
(4. 著作権等の制限 4-4 障害者に関する制限 関連)」

1. 氏名及び所属
2. 住所及び電話番号
Tel&Fax
3. 意見 4. 著作権等の制限 4-4 障害者に関する制限 (67) 関連

私の娘はLD(学習障害児)で、読みに困難を伴います。教科書を始め、本等の印刷物が読み辛く、学校での学習に支障をきたしています。楽しいはずの読書は彼女にとって苦痛でしかありません。
2年前、視覚障害者の為に開発されたテイジャー図書の存在を知りました。この電子図書は、音声と文字と画像を同時にPCで再生してくれるので、読

みに困難をもつ子どもにとって、印刷物を読む時の助けになる道具として、大変有効です。

私たちは、LD児をもつ親やLD児教育に関係する者数人で、ボランティアグループ「奈良テイジャーの会」を作り、テイジャーシステムを使って主に教科書のマルチメディア図書を制作し、身近にいるLD児の支援をしています。学校でも、今まで支援の手が行き届かなかった軽度発達障害児にもニーズに合った支援をということで、特別支援教育が行われようとしています。マルチメディア図書はそんな支援の道具としてもおおいに期待されるものがあります。

マルチメディア図書が、視覚障害者のみならず、LD等、認知的発達に障害をもつ人たちにも自由に使えるよう、特に教科書において、著作権法の改正を強く要望いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見

1. 現在、図書館の間には相互利用のネットワークが確立しており、他の図書館の所蔵する資料でも、著作権を侵害しない範囲で調査研究のために複製を取り寄せることができます。この制度はわが国のみならず、他の先進国でも発達しており、国際的にも学術研究には欠かせないものとなっています。これに制限を加える(58)の要望は、わが国の学術研究の発展を妨げるものであり、また、日本国憲法第23条の定める学問の自由を妨げるおそれもありますので、これに反対します。
同時に、上記の相互利用ネットワークに関する利便の向上を図る(51)の要望に賛成します。

2. ノーベル賞を受賞した田中耕一氏や、青色発光ダイオードを発明した中村修二氏の例を引くまでもなく、企業による研究は、大学による研究と並んで、わが国の科学技術の柱であります。したがって、企業であるからといって、資料の複製に厳しい制限を設けることは、わが国の科学技術の発展を妨げると思われますので、企業による複製に制限を加える内容の要望(57)および(59)に反対します。

3. 図書館での複製に対して補償金を課すことは、図書館にとって大きな負担となり、資料の収集や提供といった図書館本来の使命を阻害するものであります。それはわが国の文化の根幹を揺るがすものと思われますので、これを要望する(61)に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)について
私は、著作権法にあらたにフェアユース規定を創設して欲しいと考えます。
著作権保持者がその権利を無制限に行使することは、その権利者の著作物に
触発されて新たな作品を生み出す行為を阻害することになります。
これは、長期的に見た場合、社会全体の創造性を著しく損なうことにも
つながりかねず、そうなれば、それは公共の利益に反することになります。
権利の濫用を防ぎ、権利者の利益と公益とのバランスを保つ制度が必要です。
そのため、社会的に公正と認められる場合については、原作の著作権保持者に
対しての義務を負わない利用が可能となるような条文を盛り込むべきであると思います。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41)及び(46)について

今年9月に、エイベックスとソニー・ミュージックエンタテインメント (SME) の2社
はそれぞれ
コピーコントロールCD、通称CCCDタイトルの縮小ないし廃止を表明しました。どちら
も、
CCCD縮小ないし廃止の理由にiPodなどの携帯ハードディスク (HDD) 型プレーヤー普
及を
始めとする「私的複製 (コピー) を前提にした音楽の楽しみ方」が広がっていること
を挙げて
います。
でも、日本レコード協会 (RIAJ) などの団体は著作権法第30条の「私的使用のための
複製」
をさらに狭めるように要求しています。

こうした団体は「権利の強化を要求する一方でそれに見合うだけの利便性の高い
サービスを提供する義務を果たしていない」と思います。

もう少し、この辺についてご一考を

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]

3. 以下内容。
まずはじめに、CDを出すなどの営利は目的とせず自分も音楽、デザイン、写真、イラストをインターネット上で配信する団体を運営しています。
その上で、著作権に関する法律は「アーティスト」とも「消費者」とも別の場所で、関わりのないところで成立していることに疑問を感じます。昨今インターネットやパソコンの普及に伴い急激にMP3等の技術が一般の手に渡りパソコンにあまり詳しくないお年を召した方々は困惑されてると思いますが、その中でも「MP3は違法コピーの根源であり悪である」という思い込みがあることを感じるものがよくあります。
しかしMP3というのは決してそれ自体が悪ではなく、利用する「消費者」側からも、そして作る側からも配信等においてとても便利なものです。今の時代なくてはならないものにまでなっています。確かに、ファイル共有ソフトなどによるMP3等いわゆるパソコンでの圧縮技術により違法でやり取りがされている現状はありますが、その理由も一部のデザインなどの会社の商業主義化による値段の吊り上げ、そして何よりよくわからない著作権団体による無駄な金の徴収による「高額化」に問題があると思います。CDが一枚3000円であることに疑問を感じないのでしょうか？しかも著作権という大義名分を使ってその便利さからメモリーライクマンを使って自分で買った音楽（これだけ法外ともいえるほどの料金を徴収するので「聴く権利」も買っているといえるのでしょうか？）を持ち歩いて聴こうとする人からお金をさらに奪い取ろうとする団体までいます。いったい何が正義なのかもわからず立法すべきであると思えます。著作権法を改正するのなら今度こそ「お客様」である消費者の立場もわきまをわけて立法するべきであると思えます。
結局「私的録音録画補償金」のようなものを成立させたとしても利益がでるのはアーティストでも消費者でもなくそこによりかかった団体だけなのです。むしろ消費者もそしてアーティストさえもその法律は損害しか生みません。
音楽業界やその他「アーティスト」による著作物業界の低迷は決して違法コピー等だけあるわけではなく、むしろ業界や一部の団体によるものが大きいというのが音楽に携わるものとしての一つの見解です。
この回は考えが、甘すぎると思いませんか？

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し 関連

汎用機器・記憶媒体への課金案は、国家による寸借詐欺の帮助も同然です。そんな事を許したら、事務用パソコンや汎用測定器類のHDDにも、音楽の保証金が課金されるのは目に見えています。つまり帳簿や設計図を記録したCD-Rにも、音楽の保証金が課金されるということです。音楽等を記録しない場合には、すぐに返金すると著作権団体は言うでしょうが、そのための手続きにかかる費用は、多くの一般市民を泣き寝入りさせるものと思えません。

また勝手に著作物の権利を侵害して流通させる連中のために、あらゆる汎用媒体への課金を許可するなどという短絡的な方法は、国家による寸借詐欺帮助でしかありません。

本来の目的を無視した課金行為は、便所の紙に音楽の保証金を課すのと同じです。本来、便所の紙は便のふき取るためのものですが、鉛筆を併用すれば、歌詞や楽譜や物語を記録する記憶媒体になり得るのです。記録できるから課金するなどと言う主張は、寸借詐欺師の手口に他なりません。便を拭き取っただけの場合には返金しますと言われても、一般の消費者は困惑するばかりです。これは究極的には人間の脳にまで課金できるということになり、民主主義の根幹である思想の自由までも国家みずから踏みこむということになります。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【ち関連】

1.
2.
3.

個人が購入した音楽CDを、個人内で使用する限り料金を徴収すべきではない。例えば、CDを買ってそれをバックアップするためにCD-Rに焼いたり、iPodなどのハードディスク内蔵オーディオプレーヤーに転送する時も徴収すべきではない。ハードディスク内蔵オーディオプレーヤーに転送するといっても、音楽をリッピングしている時点で音源は圧縮されている。いくらデジタルからデジタルと言っても、それは圧縮されて保存されるため元のCDと同じ音質ではない。しかもMP3やAACファイルなどは非可逆圧縮のため、一度圧縮すると元の音質に戻そうと思ってもそれはできない仕様になっている。したがってその意味では従来のカセットテープなどへの録音と同じ。

CD-Rへの課金もCD-Rはデータもバックアップする物である。音楽だけではない。むしろ音楽をバックアップの方が少ない。CD-Rに課金するということは、音楽を焼くということを前提にしていることであり、理屈で考えてもおかしい。まるで消費者を犯罪者扱いしているように感じる。買ったCDをいちいちいろいろな環境（車の中とか）に持って行くのは不便きわまりない。せっかく技術が進歩して便利になってきているものに、理不尽な理屈で不便に戻すことはないだろう。個人のバックアップは個人内で使う範囲である。

データ用CD-Rやハードディスクにまで課金をするのなら、それらに音楽以外のデータがある証明をできる簡便な機会と方法と、その場合に課金を返金する簡便なシステムや制度をつくらなければならない。そうしなければ、たんに消費者から金を巻き上げているだけと捉えられても無理はないだろう。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名:
所属:
住所:
電話番号:

意見: (51) について

利用希望者の貧富に関係無く、知識・教養を向上させることの出来る図書館の利便性を向上させるため、著作権法31条を、[図書館、記録その他の資料を公衆の利用に供する事を目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館資料」という。)]を用いて著作物を複製する事が出来る。ただし、第1号の複製については、相互貸借によって借り受けた図書館資料も含む。]と改正し、図書館間相互貸借で借りた図書等の複写が出来るようにして下さい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)について（「一般的な権利制限規定（いわゆるフェアユース規定など）の導入」のうち）

フェアユース規定の導入に賛成します。
(40) (41) (42) (43) (57) (58) (59) (61) (64) (77) (82) (103)の如き、これ以上の「著作権の利権化」と一部のクリエイターと一部のユーザーによる著作物の囲い込みを防止するとともに、一般のユーザーに著作物の公平かつ公正な使用の機会を保証するために、また著作物の利用に障壁のあるひとひとに著作物の利用の機会を保証するために（「障害者に関する制限」(66)～(76)を実現するために）フェアユース規定の導入は必要であると考えます。

[REDACTED]

* [REDACTED]
* official e-mail : [REDACTED]
* private e-mail : [REDACTED]
* private site : [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

(46) (47) (49)
データ用のCD-R等への私的録音保証金拡大へ反対するものです。
理由として、データ用CD-Rなどが全て音楽の複製に使用されているという証明が無ければ、各団体は消費者への不当な搾取となる。
現在の私的録音録画保証金を廃し、DRMを推進することのほうが、今後のデジタル化が進む世界では有効と考えます。

(37)
現在はフェアユースの規定が存在しないため、私的な使用に関してまでも制限が加えられている。
著作権の保護も大事だが、個人的な複製に関しては承諾できないものだろうか？
digital放送も電子透かしを使用すれば、不正使用者の特定は可能であることから、個人に使用制限のあるコピーワンスなど使用する必要は無いと考えます。